

## 改正建築基準法が日本の破壊を招く

2005年に発覚した構造計算書偽装問題（姉齒事件、耐震偽装）を受けて、2006年に成立した改正建築基準法が今年6月20日に施行された。この日以降建築確認申請は滞ったままの異常な状態が続いている。住宅着工数の激減にもつながっている。（→資料①）建設業界誌は、今度の改正建築基準法に対して「現場知らずの法改正にうんざり」という実務者の怒りと困惑の声を伝えている。（→資料②、③、④、⑤、⑥）

この状態を受けて、8月27日に日本建築士事務所協会連合会が開催した「緊急拡大全国会長会議」において小川富由・大臣官房審議官は建築確認申請が滞っている事実を認めて、申請手続きの円滑化に取り組む意向を明らかにした。（→資料⑦）

しかし、国交省は「申請手続きの円滑化」に取り組めば現場の混乱がなくなると認識しているが、実務者は、根本的な解決にはなっていないので現在の混乱が収束することはなく、さらに悪い状況を招くと考えている。

構造計算書偽装問題が起きた主な原因は、①一部の建築設計士とマンション販売会社の職業倫理の欠如、②国交省が改竄可能な構造計算プログラムを認定したこと、③確認申請のチェック体制の制度上の不備、などである。この原因を考える際、当事者の一人である指定確認検査機関イーホームズの藤田東吾社長の著書『月に響く笛 耐震偽装』が参考になる。国交省が何故、現実的でない改正建築基準法を作ったかがよく理解できる。

法律が作成、施行されるまでの過程で以下のようなことが検討されたか疑問である。

まず、この問題の一方の当事者である国交省の担当者が法律作成に関わることの是非である。改正建築基準法をそれぞれの立場から眺めると国交省の負担も罰則もなく、指定確認検査機関、特定行政庁、建築士、建設業者、消費者の負担が重い。特に建築士の罰則は医師、弁護士に比べかなり重く、バランス感覚を逸している。

消費者保護の観点から、国交省は、消費者がどの程度新たな負担を受容できると考えているのであろうか。住宅の品質確保促進法の性能表示制度の伸び悩みを見れば、消費者が建物の安全性を確保するためにかける新たな負担を受容するとは考えにくい。日経BP社のアンケートの回答でも明らかである。（→資料⑧）確認申請手続きに伴う負担に加えて、2009年度から開始される住宅瑕疵担保責任の資力確保の義務付けは、消費者にさらなる負担を強いることになる。果たして消費者保護になるのであろうか。

実務者からの疑問は、改正建築基準法が実務に即しているか十分に検証されたかという点である。「手

続き」の厳格化をうたった法律であるが、建築基準法の一つ一つ条文を厳格に適用することにつながり、そのことが実務者を「出口のない迷路」に彷徨わせてしまっている。法律に携わった者は、法律や建築行政の専門家であるが、実務については全くの素人である。

さらに、国交省は確認申請に添付する書類の量の膨大さに気づいているかという点である。建築士の登録番号や建材の認定番号などの表示で十分証明できるところを、それぞれの登録書の複写や履歴書、建材の認定書などの書類をすべて添付しなくてはならないことの意味が理解できない。建築士や建設業者不審以外の何者でもない。指定確認検査機関、特定行政庁、設計事務所はそれぞれに確認申請書を15年間保管する義務が課せられているが、保管場所の確保が可能かどうか考慮しているのだろうか。

他の法律でも当てはまることだが、パブリックコメントの扱いについてどのような認識でいるのだろうか。改正建築基準法に関してパブリックコメントが出されたことをまったく知らない実務者は多い。改正法に直接関わる指定確認検査機関や改正法に疑問を持っていた実務者から見直しを求める意見は多かったはずであるが、今度の改正建築基準法にほとんど反映されていない。国交省は、今度の改正建築基準法に対して実務者の9割以上が反対している状況（→資料⑨）について、民意を反映した内容であったか十分に反省してほしい。

筆者は国交省建築指導課に対して今年7月に「改正建築基準法が日本の建設産業の停滞を招くことになるが、その覚悟で施行しているのか」と問うたところ、「そうである」と即答した。今頃になって停滞している状況を想定外としている国交省の認識の甘さはいかかなものであろうか。構造計算書偽装問題を誘発した原因と合わせ、改正建築基準法の施行による社会的混乱を招いた責任は二重に重い。

最後に筆者の私見ではあるが、改正建築基準法は、構造計算書偽装問題の解決という本来の目的を超えて、日本の経済・文化・環境の破壊を招くことになると考えている。今後の影響について以下のように考察できる。①手続きの煩雑化や住宅瑕疵担保責任の保険・供託金制度などにより消費者の負担が増加し、住宅建設を控える。②現在の確認申請の滞りは建設業者の倒産につながり、失業者・自殺者を増加させる。③工事段階での計画変更が現実的に不可能な法律の下では建築の質の低下は避けられない。④木造住宅の工業化・画一化が一層進み、伝統的木造住宅の建設は困難になり、建築技術の衰退と職人の能力低下を招く。リフォーム工事や耐震改修工事ができる大工の確保が困難になる。⑤木造住宅の画一化は、地方の美しい景観を破壊する。⑥すべての木材の性能表示の義務化によって地域材の流通は阻害され、森林破壊を招く。（→資料⑩）

このような影響について国交省はどのように認識し、解決策を講じるのだろうか。（江原幸吉）

【資料】

①住宅着工6年ぶり低水準、建築基準法改正で手続きに時間（読売新聞）

<http://www.yomiuri.co.jp/atmoney/news/20070831it15.htm>

②【改正建築基準法】現実離れした法に「怒り」と「困惑」の声——緊急実態調査（4）（日経 BP 社）

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/building/news/20070808/510470/>

③【改正建築基準法】責任逃れの姿勢を問題視——緊急実態調査（5）（日経 BP 社）

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/building/news/20070810/510480/>

④【改正建築基準法】審査側も把握しきれていない改正内容——緊急実態調査（6）（日経 BP 社）

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/building/news/20070810/510550/>

⑤【改正建築基準法】申請図書作成の負担増で実務者は悲鳴——緊急実態調査（7）（日経 BP 社）

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/building/news/20070810/510552/>

⑥【改正建築基準法】社会への周知不足——緊急実態調査（8）（日経 BP 社）

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/building/news/20070810/510481/>

⑦【改正建築基準法】確認申請の滞りを国交省担当官が認める（日経 BP 社）

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/building/news/20070829/510932/>

⑧【改正建築基準法】住まい手の半数以上が「費用増は負担したくない」（日経 BP 社）

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/building/news/20070822/510694/>

⑨【改正建築基準法】「構造計算書の偽造が防げる」はわずか 12%<アンケート結果・第 3 弾>（日経 BP 社）

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/building/news/20070703/509387/>

⑩改正建築基準法の撤回を求める意見書（木の建築設計）

<http://www.kinokenchiku.net/comments.doc>